

令和5年度蕨市暮らし応援券

「織りなすクーポン」

特定事業者募集要項

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局

## ◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞している地域経済の活性化を図るとともに、生活必需品などの物価高騰に対する家計応援策として、市内の消費拡大と地域経済の活性化、市内事業者への支援につなげていくことを目的に、クーポンを発行する。

### I クーポンについて

#### 1 事業概要

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 名 称         | 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業  |
| (2) 発 行 者       | 蕨市  |
| (3) 発 行 額       | 総額3億8千万円 全蕨市民(5,000円×76,000人)   |
| (4) 発 行 内 容     | 紙のクーポン(500円券10枚を1冊とし、うち共通クーポンが500円×6枚の3,000円で、専用クーポンが500円×4枚の2,000円とする。<br>※共通クーポンは、大型店を含む全ての取り扱い店舗で利用することができ、専用クーポンは、大型店を除いた取扱店舗で利用することができる。 |
| (5) 利 用 期 間     | 令和5年11月1日(水)から令和6年1月31日(水)  |
| (6) 配 付 方 法     | 蕨市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号))に記録されている住所へ受取確認ができる郵送方法により配付するものとする  |
| (7) 支 給 対 象 者   | 令和5年8月1日において蕨市の住民基本台帳に記録されている者  |
| (8) 利 用 可 能 店 舗 | 本事業に参加を希望する市内の店舗(事業所)   |

#### 2 クーポン取り扱い厳守事項

- (1) クーポンは物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) クーポンと現金の交換は禁止しています。
- (3) 券面額以下の利用の場合でもあってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。

- (6) 利用期間を過ぎたクーポンは受け取らないで下さい。
- (7) クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。  
※クーポンの盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- (8) クーポンの交換又は売買はできません。
- (9) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用されたクーポンのみ換金可能です。

### 3 クーポンの利用対象にならないもの

- (1) クーポンやプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 性風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各号に規定する営業において提供される役務等
- (3) 国税・地方税や使用料などの公租公課
- (4) 不動産又は金融商品
- (5) その他蕨市が適正でないと認めるもの

## II 特定事業者の募集概要

### 1 登録資格

特定事業者の登録資格は、本事業に参加を希望する市内に店舗等を有する事業者とし、複数の店舗を持つものは店舗等ごとに登録するものとする。

2 次に掲げるものは登録を受けることができない。

- (1) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業において提供される役務
- (2) 埼玉県暴力団排除条例（平成 25 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号及び第 2 条第 2 号並びに蕨市暴力団排除条例（平成 24 年蕨市条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他蕨市が適正でないと認めるもの

## 2 特定事業者の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

(1) 利用者が利用期間中にクーポンを持参したときは、クーポン残高分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。

(2) 特定事業者であることが明確になるよう、ステッカー、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を蕨市及び蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局（以下「事務局」という。）へ報告すること。

(4) クーポンの売買又は再利用は行わないこと。

(5) 先に挙げたクーポンの利用対象とならないものの取引は行わないこと。

(6) 購入したクーポンでの直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。

(7) 埼玉県及び蕨市の新型コロナウイルスに係る対応方針や要請に応じること。

(8) 事務局が行う調査へ協力をすること。

(9) 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業約款（以下「事業約款」という。）を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

(10) 令和5年度蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業の運営に協力すること。

## 3 申し込みから登録まで

### (1) 申し込み方法

特定事業者登録希望者は、この募集要項及び本要綱最終頁に記載の誓約事項、事業約款に同意の上、「蕨市暮らし応援券『織りなすクーポン』支給事業特定事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を入力または記入して下記のいずれかの方法で申し込みます。

① FAX：048-642-3680

② 郵送（郵便代金事業者負担）：

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA 共済埼玉ビル8階  
蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局 宛

③ Mail：warabi\_orinasu@tobutoptours.co.jp

上記メールアドレスに申請書を添付する

## (2) 申し込み期限

1次締切：令和5年8月31日（木）必着

2次締切：令和5年9月27日（水）必着

令和5年8月31日（木）までに登録を完了した店舗は、取扱店舗一覧に店舗名等を記載しクーポン券と一緒に配送します。

令和5年9月27日（水）までに登録を完了した店舗は、取扱店舗一覧に店舗名等を記載し、11月に全戸配布を行います。

## (3) 登録・確認

申し込みのあった事業者については、事務局にて確認の上、特定事業者として登録します。

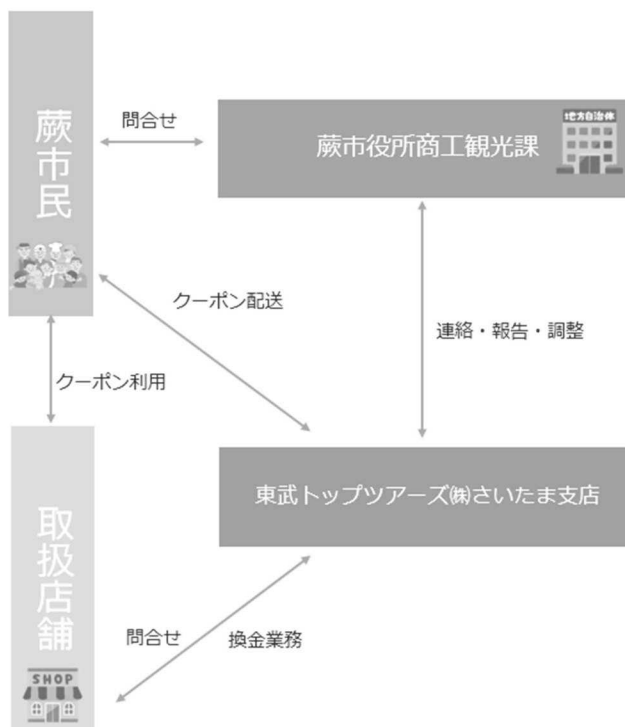
ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申し込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 蕨市及び事務局が登録を取り消す必要があると判断した場合

## (4) その他留意事項

- ① 特定事業者向けのマニュアル・ステッカー・ポスター・のぼり等を作成し、登録後に配布予定です。
- ② クーポンの取り扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する特定事業者マニュアルを参照してください。
- ③ 事業約款、募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や特定事業者の登録取消、損害賠償金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
- ④ 事業約款、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、蕨市がその都度対応を決定します。
- ⑤ 本事業用にデザインされた「クーポン」の肖像利用を含む広報告知物の利用については事前に蕨市の承認が必要となります。
- ⑥ 蕨市の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

<参考・「蕨市暮らし応援券『織りなすクーポン』支給事業」の流れ>



### Ⅲ 換金について

#### 1 換金方法と手順

物品の販売又は役務の提供などの取引においてクーポンを受け取った特定事業者は、換金を申し出ることができ、その方法については以下によることとします。

##### (1) 利用済クーポンを事務局に送付する方法

利用済クーポンの裏面に店舗印を押印ください。

事前に送付する専用の換金封筒に利用済クーポンを同封し、必要事項を換金伝票にご記入いただき事務局までお送りください。

送付手数料・振込手数料は期間中7回まで事務局負担いたします。

##### (2) 換金方法

入金は特定事業者登録申請書にて記入いただいた銀行口座に振り込みとなり、振込手数料は期間中7回まで事務局負担いたします。

### (3) 換金スケジュール

回数	事務局必着日			振込日
1回目	11月1日(水)	～	11月17日(金)	12月1日(金)
2回目	11月18日(土)	～	12月8日(金)	12月22日(金)
3回目	12月9日(土)	～	12月22日(金)	1月16日(火)
4回目	12月23日(土)	～	1月5日(金)	1月23日(火)
5回目	1月6日(土)	～	1月19日(金)	2月2日(金)
6回目	1月20日(土)	～	2月2日(金)	2月19日(月)
7回目	2月3日(土)	～	2月16日(金)	3月4日(月)

- \*利用が集中した場合は、精算が1サイクル遅れることがあります。予めご了承ください。
- \*「共通クーポンのみ」利用可能店舗が受け取った「専用クーポン」は換金できません。
- \* 令和4年度実施の織りなすクーポンは今回、換金対象ではないので、お間違いのないようお願いいたします。

#### 【誓約事項】

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの換金を行いません。
- (2) クーポンを利用できない商品に対して、クーポンでの支払いを受付けません。
- (3) クーポンの再販、再流通を致しません。
- (4) クーポンの偽造・悪用・濫用は致しません。
- (5) クーポンを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- (6) クーポンの利用期間中（令和5年11月1日から令和6年1月31日）は特定事業者として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- (7) クーポンの取扱、特定事業者の責務のほか募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し、遵守します。
- (8) クーポンの利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (9) クーポンの取扱に対して、蕨市や事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。

(11) 当事業者（店舗）は、以下に該当しません。

- ① 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務
- ② 埼玉県暴力団排除条例（平成25年埼玉県条例第39号）第2条第1号及び第2条第2号並びに蕨市暴力団排除条例（平成24年蕨市条例第21号）第2条に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- ③ 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ その他蕨市が適正でないと認めるもの



## 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業約款

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞している地域経済の活性化を図るとともに、生活必需品などの物価高騰に対する家計応援策として、市内の消費拡大と地域経済の活性化、市内事業者への支援につなげていくことを目的にクーポンを発行する。

2 本事業の実施に関しては、蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業実施要項及びこの約款に定めるところによる。

#### (名称)

第2条 クーポンの名称は蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」とする。

#### (発行団体)

第3条 クーポンを発行する団体は、蕨市とし、発行及び運営等に係る一連の事務処理を行う団体を蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局（以下、「事務局」という。）とする。

#### (実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和5年8月1日から令和6年3月31日までとする。

#### (発行額等)

第5条 クーポンの発行総額は、3億8千万円とする。

#### (クーポンの内容)

第6条 クーポンの内容は、紙クーポンで500円券10枚を1冊とし、うち、共通クーポンが500円分を6枚、専用クーポンが500円券を4枚とする。

2 共通クーポンは、大型店を含む全ての店舗で利用することができ、専用クーポンは、大型店を除いた店舗で利用することができる。

#### (クーポン表示事項)

第7条 クーポンに次の事項を記載する。

- (1) 発行自治体
- (2) 利用期間
- (3) 第三者への譲渡・売却の禁止

- (4) クーポンで取引できないもの
- (5) 返品・返金等の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 約款の存在
- (8) その他、クーポンの管理に必要な情報

## 第2章 クーポンの配付

### (配付対象者)

第8条 クーポンの配付対象者は、以下に掲げるものとする。

- (1) 令和5年8月1日（以下「基準日」という。）において、蕨市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者
- (2) 配偶者等からの暴力等を理由に避難等をし、配偶者等と生計を別にしてしている者及びその同伴者であって、基準日において蕨市に居住し、住民票を異動していないもので、別に定める要件を満たし、その旨を届け出た者

### (クーポンの配付方法)

第9条 クーポンの配付は、原則として住民基本台帳に登録された住所へ受取確認ができる送付方法により配付するものとする。

## 第3章 クーポンの利用

### (利用できる者)

第10条 クーポンは、原則として交付された本人（以下「利用者」という。）に限り利用することができる。

### (利用期間)

第11条 クーポンの利用は、令和5年11月1日から令和6年1月31日までの間とし、利用期間を経過したクーポンは無効とする。

### (特定事業者)

第12条 特定事業者は、第19条に規定する特定事業者の登録手続きをした店舗等とする。

### (対象商品等)

第13条 クーポンは、特定事業者が取り扱う商品の購入若しくは借受け又はサービスの提

供について、利用できるものとする。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) クーポンやプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (2) 性風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各号に規定する営業において提供される役務等
- (3) 国税・地方税や使用料などの公租公課
- (4) 不動産又は金融商品
- (5) その他蕨市が適正でないと認めるもの

#### （利用者の責務）

第 14 条 利用者が支給されたクーポンを返品、現金又は他のクーポンとの交換、販売及び担保に供することは、できないものとする。

2 利用者が支給されたクーポンを第三者へ譲渡することは、原則としてできないものとする。

3 利用者がクーポンで購入した商品等については、現金による返金はできないものとする。

4 利用者が購入したクーポンの盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。ただし、紛失、滅失が災害等の不可抗力による場合は、この限りでない。

#### （不正利用の損害）

第 15 条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、当該不正利用者より損害金の全部を申し受けるものとする。

### 第 4 章 特定事業者

#### （特定事業者の募集）

第 16 条 特定事業者の募集の周知方法は、事務局の作成する専用ホームページ、ポスター、広報蕨等により広く行うものとする。

#### （特定事業者の登録資格等）

第 17 条 特定事業者の登録資格は、本事業に参加を希望する市内に店舗等を有する事業者とし、複数の店舗を持つものは店舗等ごとに登録するものとする。

2 次に掲げるものは登録を受けることができない。

- (1) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業において提供される役務
- (2) 埼玉県暴力団排除条例（平成 25 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号及び第 2 条第 2 号並びに蕨市暴力団排除条例（平成 24 年蕨市条例第 21 号）第 2 条に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの

- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他蕨市が適正でないと認めるもの

(専用クーポンの特定事業者の資格)

第18条 専用クーポンを利用できる特定事業者は、市が指定した大型店を除いた店舗等とする。

(特定事業者の登録手続き)

第19条 特定事業者の登録を希望する店舗等は、蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業特定事業者登録申請書兼誓約書(様式第1号)に必要事項を記入の上、FAXもしくは郵送にて提出するものとする。

2 蕨市及び事務局は、前項の規定による申し込みがあったときは、当該申請者が前条に定める登録資格を有することを確認の上、特定事業者として登録する。

3 蕨市及び事務局が本事業の対象であることを証明する書類の提出を求めた場合は、特定事業者はそれに応じなければならない。

(特定事業者の登録料)

第20条 特定事業者の登録料は無料とする。

(換金期間)

第21条 クーポンの換金期間は、令和5年11月1日から令和6年2月16日までとする。また、換金額に疑義等がある場合は、換金後10日以内に事務局へ異議申し立てをするものとする。ただし、最終換金回(3月4日振込分)の異議申し立ては、3月18日までとし、期間終了後の換金及び異議申し立ては一切受け付けないものとする。

(換金方法)

第22条 特定事業者への入金は、第19条第1項による申し込み時に指定された口座へ順次行うものとする。

(換金手数料)

第23条 特定事業者は、換金に係る手数料等は負担しないものとする。

(特定事業者の責務)

第24条 特定事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中にクーポンを持参したときは、クーポン残高分の商品の販売やサ

ービス等の提供を行うこと。

- (2) 特定事業者であることが明確になるよう、ステッカー、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を事務局へ報告すること。
- (4) クーポンの売買又は再利用は行わないこと。
- (5) 先に挙げたクーポンの利用対象とならないものの取引は行わないこと。
- (6) 購入したクーポンでの直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。
- (7) 埼玉県及び蕨市の新型コロナウイルスに係る対応方針や要請に応じること。
- (8) 事務局が行う調査へ協力をすること。
- (9) 事業約款を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。
- (10) 令和5年度蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業の運営に協力すること。

(特定事業者資格の喪失等)

第25条 蕨市及び事務局は本約款に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、特定事業者登録の取消し、損害金の請求等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第26条 クーポンデータの盗難、紛失又は滅失は、特定事業者の責に帰するものとする。

(届け出事項の変更)

第27条 特定事業者は登録事項に変更があったときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(返還請求等)

第28条 利用者が不正等を目的として次のことを行った場合は、蕨市及び事務局で審議し決定した処置を取ることができる。

- (1) クーポンを他人に売却し、利益を得ること。
- (2) クーポンを担保に供し、又は質入れをすること。
- (3) 自らの商品仕入等に利用すること。
- (4) その他クーポン支給事業の目的に反する行為に利用すること。

(事務局の責務)

第29条 蕨市及び事務局は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) クーポンの発行、在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (2) クーポンの保管は特に厳重に行うこと。
- (3) 上記の各号のほか、クーポン支給事業に必要な運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第30条 事務局の過失によるクーポンの盗難、紛失、滅失は、事務局の責に帰するものとし、損害の補填をするものとする。

(その他)

第31条 クーポン支給事業に係る事務局を次のとおり置く。

- (1) 名 称 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局
- (2) 所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA 共済埼玉ビル8階  
(東武トップツアーズ株式会社 さいたま支店内)
- (3) 電話番号 市民専用 : 蕨市役所市民生活部商工観光課  
048-433-7750  
事業者専用: 蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局  
090-2442-7424

この約款に定めるもののほか、クーポン支給事業の実施に伴い必要な事項は、市及び事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この約款は、令和5年8月1日から施行する。

(初稿) 令和5年8月1日

【問合せ先】

蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局

TEL：事業者専用 090-2442-7424

市民専用 048-433-7750

FAX：事業者専用 048-642-3680

Email：warabi\_orinasu@tobutoptours.co.jp

URL：https://warabi-orinasu2023.com

令和5年8月18日よりホームページOPEN

営業日時：平日9：00～12：00／13：00～17：30

（土・日・祝日・12／28～1／4は休業）

※蕨市暮らし応援券「織りなすクーポン」支給事業事務局は、東武トップツアーズ（株）さいたま支店が蕨市より委託をうけ実施しております。

